



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集登載事項)

○ 条例

- *93 和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例
- *94 和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

(消防保安課)
(議会事務局)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(別表第2
関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、議会の閉会中における委員の指名等について、規定の整備を行いました。(第5
条及び第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

條 例

和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県条例第93号

和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

和歌山県消防団員等賞じゅつ金条例(昭和43年和歌山県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表の備考中「等級」を「障害等級」に、「から第6項まで及び別表第3」を「及び第5項から第8項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月15日

平成18年12月15日(金曜日)

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県条例第94号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例(昭和31年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、会議に諮らないで指名することができる。

第5条第3項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、会議に諮らないで変更することができる。

第5条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の会議において議会に報告しなければならない。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第10条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の会議において議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。